

平成 29 年度 機能強化型地域包括支援センター事業計画

介護保険法の改正があり、平成 29 年 4 月から介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）が狛江市でも開始され、要支援の認定を受けた利用者の一部が、総合事業の対象者へ移行します。平成 29 年 4 月から 9 月の半年間で順次移行が行われますが、利用者が不安なく適切なサービスを利用できるよう、地域包括支援センターと関係機関等が密接に連携しながら利用者と家族への説明と調整を進めます。

このような取り組みを進めながら、機能強化型地域包括支援センターの 2 年目として、以下の 1～5 の取り組みを進めます。

加え、地域型地域包括支援センターに配置される介護予防による地域づくり推進員と生活支援コーディネーターと共に 6 つ目の取り組みを始めます。

1. 総括・統合調整機能

センター長会議、各種専門職間の会議の開催と調整を継続して行います。

2. 後方支援・直接介入機能

地域型地域包括支援センターやケアマネが対応することが困難な個別ケースに対しての後方支援・直接介入支援を行います。

平成 28 年度は、複合的な課題を抱えた家族への支援、キーパーソンが不在で支援が困難な世帯への支援などの個別支援を行いました。

3. 地域包括支援ネットワークの構築支援機能

ケアマネ連絡会を始めとする関係機関の連絡会に継続して参加します。

平成 28 年度に作成した民生委員、ケアマネ、薬剤師向けの情報交換シートの運用を継続し、普及に努めます。

4. 地域ケア会議の開催支援機能

狛江市が作成した地域ケア会議ガイドラインに基づき、地域包括支援センターでの個別ケア会議を進めます。狛江市と地域包括支援センターとの定例的な会議を通して地域課題検討会議へ上げる地域課題の整理を行います。地域のケアマネジャーが個別ケア会議に関することで、地域課題への関心を広めていきます。

5. 人材育成支援機能

初年度の後方支援・直接介入支援のケースの取り組みから、支援を困難にする要因を抽出して地域包括支援センター職員と主任ケアマネジャーの課題解決力を向上させるブラッシュアップ研修を行います。また、市内のケアマネジャー向けに狛江

版地域ケア会議の開催に向けた体験型の研修を開催します。

6. 地域人材育成及び連携強化機能

機能強化型地域包括支援センター、地域型地域包括支援センター（介護予防による地域づくり推進員）、生活支援コーディネーターの連携を進めながら市民活動支援センターと協力して地域人材の育成を進めます。